

〈仮訳〉

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルの

日本・EU首脳への提言

2005年7月7日～8日、ブリュッセル

「新たな共通課題に取り組むための革新的アプローチの継続」

パート I : 提言の概要

I. A. はじめに

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）は、2005年7月7日～8日、ブリュッセルで年次会議を開催した。エティエンヌ・ダヴィニヨン、小林陽太郎両氏が共同議長を務め、ギュンター・フェアホイゲン欧州委員会副委員長兼企業・産業担当委員、レディング情報化社会・メディア担当委員、およびエネルギー・運輸総局のラモロー総局長、そして日本政府からは、外務省小野寺外務大臣政務官、経済産業省山本経済産業大臣政務官、および総務省松井総務審議官（政策調整・国際関係担当）のご臨席をいただいた。

BDRT参加者は、2005年5月2日にルクセンブルグで開催された、直近の日・EU定期首脳会議の決定事項について説明を受け、「新たな共通課題に取り組むための行動計画に対する革新的アプローチの継続」という呼びかけを高く評した。共通課題のうち、国際会計基準、規制改革、新化学品（REACH）規則、知的財産権などに関する問題は、BDRTがこれまで重視してきた議題で、これらの要素を念頭に置きながら、参加者は当局に対する新たな提言をまとめた。

BDRTは、日本と拡大欧州連合間の関係が深まりつつあることに満足しており、双方向の直接投資拡大を促進するための建設的なビジネス環境が創出されたことを歓迎する。BDRTは、昨年 の提言に対していくつか建設的な反応があったことに留意した上で、未解決または新たな提言の実施に向けて日本・EU双方の当局が更に努力することを要望する。

今年の年次会合では、ワーキングパーティが行った作業についてBDRTメンバー間で検討するとともに、以下の6領域に焦点をあてた一般討議が行われた。

- 競争力：日本と欧州には共通の関心事が多数ある。特に高齢化人口の増大という課題に取り組む必要があり、二つの根本的な問題に解答を求められている。高いレベルで環境や社会の保護を進めながら、どうやって経済効率を維持するか、また事業拠点の海外移転傾向と新規競争者の台頭にどうやって対処するかである。BDRT参加者は、競争力問題に関する日本・EU当局間の緊密な協力を呼びかけるとともに、成長促進に向けて経済改革を遂行する必要性を強調した。
- WTO：BDRTは、ドーハ開発アジェンダ交渉を成功裏に決着させるよう訴え、2005年12月の香港WTO閣僚会議を前に日本とEUが共通の見解を固めるよう求めた。
- 投資：投資環境は改善しているにしても、外国からの資本には依然として障壁が立ちはだかっている。日本と欧州を投資の場としてより魅力的なものにし、成長と雇用を確保するには、産業界からの継続的な圧力が必要である。日本政府、欧州委員会および加盟国政府がこの問題に対して特段の注意を払うよう期待する。この点で、BDRTは、先般投資枠組み合意が成立したことで、昨年以降前進があったことに留意する。これは、直近の首脳会議で双方の指導者が強調した通りである。しかしながら、貿易と投資に対する残された障壁、特にBDRT「貿易と投資」ワーキングパーティが指摘している障壁を除去するには、さらなる行動がなお必要である。
- 調和のとれた市場の重要性：単一市場としてのEUは、統一ルールが連合の隅々まで有効に働く点で、欧州および第三国の企業の双方にとって等しく有益となる。しかしながら、連合としての本質故に、様々な分野において、ルールは独自のもので、加盟国によって異なったままの状態が続いている。BDRTメン

バーは、この機会を利用して、EU 当局がこうした欠点の解決策を見出すべく優先的に注視するよう要望する。

- エネルギー問題：エネルギーと経済成長との間の緊密な相関関係、並びに国際エネルギー市場の流動的な現状を認識した上で、BDRT は、現在のエネルギー問題に対して、供給の確保、持続可能性、および競争力の諸点を含めて、力強く取り組むことが必要である旨強調した。BDRT は、特に、エネルギーのより合理的な使用を検討すべき旨、ならびに、エネルギー効率に関して、特に日・EU 間で緊密な国際協力を構築する必要性、および個々のエネルギー源の役割について留意した。

BDRTメンバーは、現在のエネルギー状況においては、国際エネルギー機関が積極的に重要な役割を果たすべきであると考えます。この点で、IEA は、エネルギー効率の促進およびこれらのテーマに関してのメンバー間での協力の増進を優先的に進めるべきである。

BDRTメンバーは、クリーン技術の使用を、特に石炭の分野において促進するために、日本とEUが協力することを提案する。こうした協力は官民間の連携により実施することが可能であろう。また、こうした技術の使用については、中国およびインドで最初の事例として進めるべきである。

BDRTは、再生可能なエネルギーの開発について、奨励策の必要性も含めて、特段の努力を行うべきと考えます。

- 中国：BDRTメンバーは、中国経済の発展に留意し、満足の意を示した。こうした進展は、着実なペースで進むならば、新規のビジネス機会を生み出す源泉になることは確かである。

しかしながら、BDRTメンバーは、中国の対外貿易が世界経済に与える多様な影響のうち、そのいくつかについて懸念を示した。エネルギーなど一次産品の最近の価格上昇および中国による輸出の急増は、一部の分野あるいは国、特に発展途上国にマイナスの影響を及ぼした。

中国が調和のとれた発展を進めるためには、WTO加盟の際に自らが約束したすべての義務、特に知的財産権（IPR）に関する義務を尊重することが求められる。

BDRTメンバーは、エネルギーその他の天然資源の効率の向上を図るため、日本・EU・中国間の協力などを含め、あらゆる努力が払われなければならないと考える。

BDRTは、日本・EU経済関係がその潜在的可能性を十分に発揮するに至っていないことを特に指摘し、双方の実業界が経済・貿易関係での連携強化に向けてそれぞれの当局を支援する努力を続けていることを歓迎する。

I. B. 主な提言の要点

貿易・投資

BDRTメンバーは、「日EU双方向投資促進のための協力の枠組み」が昨年6月に日本・EU両当局首脳によって採択されたことを歓迎する。しかし、我々はこの枠組みは第一歩に過ぎず、日本・EU間の双方向投資に実質的な影響力を及ぼす具体的な措置によって裏付けられるべきであることを強調したいと考える。

投資収益の最適化は、両地域間の投資および貿易の流れを刺激する上できわめて重要である。従って、BDRTメンバーは双方の当局に対して、二重課税の回避、移転価格税制にかかわる法令遵守コストの削減、投資資本参加免税制度の実施を促すものである。新日米租税条約は、日本政府とEU加盟諸国政府間の統一的租税条約交渉において、その見本のひとつになり得るものである。移転価格税制にかかわる法令遵守コストの削減に向けての取り組みを再スタートさせるため、本部会は日本とEU加盟諸国が、EU加盟諸国間に設立されたEU合同移転価格税制フォーラム（JTFF）のような合同フォーラムを設立することを提言する。さらに、社会保障協定締結を促進するため、BDRTメンバーは、双方の政府に対して外部資源活用を検討するよう提言する。

BDRTメンバーは、日本・EU間で規制改革に関して緊密な対話が継続的に行われていることを歓迎する。しかし、製品・サービスに関する不合理な認可手続きを全面的に廃止するには、なお一層の努力が必要である。新基準導入にあたって新たな貿易障壁が発生するのを避けるため、両政府が相互の意見を集約するためのメカニズムを整備しなければならない。

どのような法的存在形態と合併手段が認められるかは、日本においてもEUにおいても、外国企業の発展にとって最も重要な条件のひとつである。従って、日本およびEUに投資している企業は法的存在形態をきっちり定めるべきであり安易に変更すべきではない、というのがBDRTメンバーの主張である。さらに、日本およびEUで進められている会社法の改善は、株式交換と資産移転にかかわる日本・EU間の国境を越える再編の動きを円滑に推進するため、全面的に実施されなければならない。

BDRTは、過去1年間の実質的な前進を評価するが、日本・EU間の投資と貿易に対する未解決の構造的障壁を排除するには、すべての提言の実施を加速化することが重要であるという立場を引き続きとっている。

会計・税制問題

BDRTメンバーは、欧州証券規制委員会（CESR）が国際会計基準/国際財務報告基準（IAS/IFRS）および第3国会計基準（GAAP）の同等性について技術的助言を示すよう求められていること承知しており、欧州委員会がCESRの助言および経済に対する実際の影響を勘案した後、最終決定を行うものと理解する。我々は、欧州委員会が最終技術助言書の受領後、慎重な検討を行った上で、日本会計基準（J-GAAP）の利用者および提供者に対するコストと不便を最小限にとどめる決定を行うよう要請する。

BDRTメンバーは、公的当局が国際会計基準審議会（IASB）による規則の設定・変更プロセスを注意して見守るとともに、特に業績報告プロジェクトにおいて、IASBにその意見を伝達する際、企業と投資家（欧州であれ日本であれ）の利益に配慮するよう要請する。

BDRTメンバーは、欧州委員会が2006年に加盟国間の2国間租税条約に関するコミュニケーション文書を示す意向であると言う報道を歓迎するとともに、欧州委員会がその機会に加盟各国に対し、特定の源泉徴収税の削減に関する条項の改定を行うこと、単一市場のメリットを十分に実現するため、日本政府と共通の協定を結ぶことを奨励するよう要請する。

情報・通信技術

2005年は、日EU双方にとって、ICT政策の節目の年となる。BDRTは、これまで掲げてきた目標の着実な達成に向け、その取組みを継続・強化するとともに、達成度を客観的にレビューすることを両当局に期待する。その上で、2010年に

向け、個々人の豊かさを実現する高度 ICT 社会を目指した新たなビジョンとアクションプランを策定することを期待する。

2005 年度の提言においては、ICT インフラ整備、ICT インフラそのものの安全性、ICT による効率性の追求を一層進めると共に、ICT による個人の豊かさの実現を目指した取組みを欧州委員会および日本政府が連携して推進することを期待する。

具体的には、ブロードバンドネットワークの全国的な整備や、有線／無線等のシームレスなユビキタスネットワークの環境整備、安心安全な ICT インフラの確保に向けた技術開発や、ルール整備が重要である。また、両当局は、情報セキュリティの分野に関して、安全安心な ICT インフラの確保のため、日 EU の産官学からなる有識者間会合等において、継続的に対話することが重要である。

BDRT のメンバーは、デジタルデバイドに取り組む必要性が高いことを指摘し、両当局が新たな ICT 技術への投資奨励策となるような好ましい環境作りを行うことの重要性について討議した。

更に、ICT の普及が人間や社会に与える影響の研究や、知的財産権に関する適切な環境整備、ICT を高度に活用した新たな働き方の研究・提案を行い、ICT による恩恵を誰もが受けることができるユビキタスネットワーク社会の実現に向け、新たな ICT 利活用のステージの創出を先導することを期待する。

W T O

BDRT メンバーは、本年 12 月に香港で開催が予定されている第 6 回 WTO 閣僚会議において、実質合意に至るよう EU と日本が密接に連携し、他の WTO 加盟国とともに精力的に交渉を進めることを期待している。

我々は、発展途上国の経済発展についても新ラウンド交渉において更なる進展が図られるべきであると認識している。それは発展途上国は世界経済の発展と安定に不可欠な存在であり、かつ多国間の貿易と投資の自由化が発展途上国の社会的経済的発展に真の利益をもたらすからである。

現在進行中の新ラウンド交渉は、多国間貿易システムに関わる全ての利害関係者にとって成長、安定および将来の発展上極めて重要である。BDRT メンバーは、日本および EU が密接な二国間協議を維持して、あらゆる機会を求めて交渉を

前進させるよう解決策を探求し、新ラウンドの成功に向けて最大の努力を払うことを強く訴えるものである。

生命科学とバイオテクノロジー

第2回官民合同バイオセミナーが、世界の3大バイオ会議のひとつであるBioVision 2005に併せて、2005年4月にフランスのリヨンで開催された。ギュンター・フェアホイゲン欧州委員会委員、尾身幸次衆議院議員をはじめ、EU研究総局および文部科学省、経済産業省の担当者、日本とEUの産業界の代表などのご臨席をいただいた。

2002年、両当局は、生命科学・バイオテクノロジー（LS/BT）推進行動計画を発効させた。BDRTは、いくつかの進展を評価する一方、進展が不十分な課題もみられると認識している。LS/BTワーキング・パーティでは、それらの課題、特にプラントテクノロジーに関する課題への実行に向け一層の注意喚起を要望する。今年、BS/BTワーキングパーティは、引き続き行動計画の実行継続を要求すると共に、研究・開発プロジェクトの事前・事後評価機能の強化を提案する。2006年には日本とEU双方で新たな中期研究・開発計画がスタートする。欧州におけるフレームワーク・プログラム7と日本の第3次科学技術基本計画がそれにあたる。本ワーキングパーティとしては、当局がこれらの計画において生命科学・バイオテクノロジー分野に重点的に取り組むことを要求する。

生命科学・バイオテクノロジーがもたらす恩恵を速やかに実現させていくためには、一般市民の理解が不可欠であるが、日本においもEUにおいても、そのための総合的取り組みはこれまで不十分であった。BDRTは、この問題に国家レベルで戦略的に取り組むため、両当局が「全国LS/BT理解促進計画」を打ち出すことを提案する。これは、特に植物および工業バイオにとって最優先課題であり、遺伝子組み換え生物（GMO）における現行枠組みの適正実施の推進にもつながる。

LS/BT分野では、政府、産業、消費者、一般市民などすべての関係者が協力して、健康で豊かな社会の実現という目標に取り組むことが重要である。我々が抱えている共通課題について、認識を深めるために、政府・産業間のコミュニケーションが有用であり、具体的には、革新的医薬品の評価と価値に見合った価格付け、バイオテクノロジーに対する国民理解推進のための具体的計画、またバイオテクノロジー戦略のアクションプランの速やかで実効性のある推進などについての、建設的な議論場を持続することが不可欠である。

持続可能な発展

BDRTは、2004年提言をあらためて確認し、2005年提言では地球温暖化問題に焦点を合わせた。京都議定書が2月に発効し、ポスト京都の枠組み（2013年以降）をめぐる討議が今年始まる。BDRTは、地球規模での温室効果ガス排出削減のためだけでなく、日本とEUの産業が競争力ある地位を確保するためにも、米国、中国、インドのような主要排出国は参加すべきであると強く主張する。また、BDRT年次会合参加者は、官民共同の資金拠出を含めて、技術革新の推進の重要性を強く訴える。クリーン開発メカニズム（CDM）や共同実施（JI）など京都メカニズムの効果的な利用も、地球規模での排出削減のために推奨される場所である。

炭酸ガス（CO₂）については、省エネルギー型製品やサービスを開発し、地球規模の普及を図ることによって、排出削減のポテンシャルがあるとBDRTは認識している。当局、産業界、一般市民が参加、協力して温暖化防止に取り組むことが重要で、特に教育・啓発活動を通して一般国民に温室効果ガス削減に貢献してもらうことが重要である。BDRTは、中・長期的観点からの再生可能エネルギーおよび水素エネルギーの技術開発の促進を提言する。

1. C. 当局公表のプログレスレポートの評価

BDRTメンバーは、過去の提言が関係当局によってどのように実施され、フォローアップされているかを検証することが重要だと考える。この点で、BDRTは、毎年、提言の提出後数か月のうちに、日本およびEU当局から各提言事項について詳細な状況を示すプログレスレポートを提供いただけることに深く感謝している。

BDRTは昨年、小項目を含めて89項目の提言を提出したが、そのうちの35項目（39%）についてBDRTメンバーは、「前進があった」と評価した。当局による提言実施結果は昨年に比べて著しく改善しているが、それでも提言の半数以上は依然として行動がとられることを待っている状態にあり、更なる改善が望まれる。

「前進があった」と評価された提言項目のうち、主なものを例示すると次の通りである。

貿易・投資

- 1-EJ-1: 日-EU 相互の直接投資促進に向けた当局首脳の間宣言
- 1-J-4: 強力な競争制度の確立
- 1-E-1-3: 株式資本会社の国境を越えた合併に関する提案
- 1-E-4: EU 個人情報保護指令

会計・税制問題

- 2-EJ-2: IASBによる規則の設定・変更プロセスへの注視
- 2-J-1: 日本会計基準のIASとの整合性についての日本政府による理解促進
- 2-E-1: 日本企業が2007年以降、日本会計基準を使用できるように欧州委員会がEU加盟国に認めるよう促す配慮

情報通信技術

- 3-EJ-1: ブロードバンド加入者数目標の再設定
- 3-EJ-2: ブロードバンドの利用促進
- 3-EJ-3: 安全なネットワーク環境の確立
- 3-EJ-4: IT政策の進捗に関するPDCAサイクルの確立

生命科学・バイオテクノロジー

- 5-EJ-1: 2002年行動計画の実施と検証の促進
- 5-EJ-2: 行動計画に関する政府・産業界間の対話（規制の調和、国民理解、模範事例の共有を含む）
- 5-E-7: 遺伝子組み換え技術に基づく製品の販売承認プロセスの再開
- 5-J-5: 生分解製ポリマー等のバイオマテリアルの基準づくり
- 5-E-4: 持続可能な資源としてのバイオマスの活用

持続可能な発展

- 6-EJ-1: 自主的取り組み
- 6-EJ-2: 十分な事前協議
- 6-EJ-4: 代替エネルギーの技術開発の促進

1. D. 産業界の協力への日欧センターの協力

このような中、日欧産業協力センターには日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルへのサポート、新たな課題を解決するための活動を引き続き期待する。

パート II

日 EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (BDRT)
WTO に関する共同宣言

日 EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (BDRT) の年次会合において、日本と EU のビジネスリーダーは以下のメッセージを採択した：

1. BDRT は、多角的貿易体制及びドーハ開発アジェンダ (DDA) への強固な支持をあらためて表明する。これらは世界の経済成長を高め、途上国経済の世界経済への統合を促進するために極めて重要である。
2. BDRT は、2004 年 7 月ジュネーブで開催された WTO 一般理事会で DDA の交渉再開が決定してから現在にいたるドーハラウンド交渉の進展を歓迎する。さらに、BDRT は、EU と日本がいわゆる“シンガポールイシュー”に関して柔軟性を示すなど、交渉進展に大きな役割を果たしてきたことを評価する。
3. しかし、BDRT は今後の展望について若干懸念しており、EU と日本が密接に連携し、他の WTO 加盟国とともに、ラウンド交渉の早期妥結に向けて、2005 年 12 月に香港で開催される WTO 閣僚会合でバランスのとれた意義ある成果を確保するよう求める。BDRT は、本年 7 月に開催予定の WTO 一般理事会において香港合意に向けてのたたき台がまとまり、すべての分野で今後の方向性が明示されることを期待する。
4. 工業製品に関して、真のかつ実質的な市場開放を達成するという点で意欲的である必要性を BDRT は強調したい。これを受けて BDRT は、加盟国でのタリフピークやハイタリフを軽減するというスイス・フォーミュラを支持する。加えて BDRT は、加盟国が関心を持つ分野での関税の軽減または撤廃を行い、自由貿易をさらに促進することとなる分野別交渉を歓迎する。BDRT は、途上国に対して特別かつ異なる待遇を行うことがモダリティーには不可欠であると考えるが、それと同時に過剰な柔軟性を行使することで実質的な市場開放の達成という目標が損なわれることを懸念している。
5. サービスについては、BDRT はその現状に関して特に懸念している。サービスは DDA の重要な柱の一つであるが、これまでのところ同分野の交渉は進んでおらず、他の交渉分野よりも遅れている。サービス分野の交渉においても他の交渉分野と同様に大いなる進展を目指すべきである。すべての WTO 加盟国はこうした交渉で重要な利害関係を有しており、サービス貿易において実質的なオファーを示すべきである。先進国経済に占めるこの分野の重要性を考えると、サービス市場へのアクセス向上は、途上国に新たな展望を開くことになるだろう。
6. 農業問題は依然として DDA の重要な要素であり、BDRT は農業問題での交渉進展の重要性を改めて表明するとともに、全ての加盟国がバランスのとれた合意を達成するために柔軟性を示すことを奨励する。

7. 地理的表示の問題についても、適切に詰めるべきである。
8. BDRT は、交渉マンデートのあらゆる要素に及ぶ貿易円滑化に関して意欲的かつ具体的なルールの進展を支持する。BDRT は、その他のシンガポール・イシュー（投資、競争、政府調達の透明性）が DDA の交渉項目ではないことを認識しているが、WTO でこれらのイシューを引き続き取りあげていくことの重要性を強調する。反ダンピングなどのその他のルール問題は、DDA に不可欠の重要な部分であり、効果的な取組みが必要である。
9. キャパシティ・ビルディングに関するものなど途上国の懸念に取組み、市場アクセスなどの面で成果を出し、後発開発途上国が積極的に DDA に参加できるように努力を続ける必要がある。すべての WTO 加盟国はこの点真剣に取り組むべきである。
10. BDRT は、WTO 加盟国が Pascal Lamy 氏を WTO の新事務局長として選任したことを歓迎する。Lamy 氏は貿易問題において大変経験が豊かで優れた資質の持ち主である。DDA の重要な今の段階において、コンセンサスづくりを行い、WTO を率いていく上で適任である。
11. BDRT は、交渉再開が今次ラウンドでの合意達成のために極めて重要であると認識し、DDA での進展を図るために EU と日本が緊密にコンタクトをとり立場の調整を続けていくことを奨励する。

パート III

ワーキングパーティによる提言

日・EU ビジネスダイアログ・ラウンドテーブルのワーキングパーティによる提言項目は、本セクションに記載されている。

WP 1 貿易と投資（サマリー）

WP 2 会計と税制問題

WP 3 情報通信技術

WP 5 生命科学とバイオテクノロジー（サマリー）

WP 6 持続可能な発展

WP1: 貿易と投資

〔対両政府提言〕

1-EJ-1 外国直接投資の促進に関する枠組み協定をフォローアップするための具体的かつ集中的な取り組み〔共同提言〕

1. EU および日本の政府首脳は、EU-日本間の投資促進に実質的影響力のある具体策により、投資枠組み(「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」)をフォローアップし拡大すべきである。
2. その具体策の中で、次の4つの優先課題、すなわち「投資の成果に対する保障」「迅速な事業展開の支援」「事業再編の支援」「規制改革の推進」を重点課題とすべきである。
3. その進捗状況の評価の結果は、BDRT および、一般市民にも速やかに報告されるべきである。

1-EJ-2 投資の成果に対する保障〔共同提言〕

(1) 二重課税の防止

両政府は、子会社から親会社への配当の支払い、また関係会社間のロイヤリティと金利の支払いに対して、源泉税を免除すべきである。さらに、日本政府は、こうした免除の結果生じる外国税控除限度額の縮小を回避するための措置を導入すべきである。

欧州委員会は、EU 加盟国に第三国との相互租税条約を締結するために協力を促すべきである。来年のコミュニケーションペーパー発表は、出発点にたったに過ぎない。

(2) 移転価格税制の遵守コストを低減

国際的に移転価格制度を簡素化・合理化し、移転価格税制に関する遵守コストを低減させることは、EU および日本の企業の国際競争力の強化につながる。両政府は、以下の目的のため、EU が設立した JTPF (Joint Transfer Pricing Forum: EU 共同移転価格フォーラム) のようなジョイントフォーラムを立ち上げるべきである。

1. さまざまな移転価格税制に対する遵守コストを低減するため、EU と日本間、および EU 加盟国間の解釈や必要書類を共通化・簡素化すべきである。
2. EU 加盟国と日本との間の二国間および多国間 APA (Advance Pricing Agreements: 事前価格確認制度) の取得については、手続きを改善し、簡単かつ費用をかけずに取得できるようにすべきである。

(3) 投資資本参加免税制度の導入

EU、その加盟国および日本国政府は、EU・日本間の直接投資を促進するため、中長期的目標として、資本参加免税制度の導入あるいは、拡大を検討すべきである。

1-EJ-3 迅速な事業展開の支援〔共同提言〕

(1) 人的資源移動の円滑化、迅速化

1. 社会保障保険料

両政府は、社会保障条約を速やかに締結し、本国と滞在国の社会保障制度に対して企業内転勤者による保険料二重払いが生じることを避けるための政策を導入すべきである。さらに、両政府は、全加盟国と日本との間で二国間条約を締結するには、長期間要すると考えられるため、暫定措置を導入すべきである。例えば、滞在国による片側免除か、もしくは海外駐在者が本国へ帰国する際、滞在国が社会保障保険料を払い戻す形が考えられる。

調査業務における外部シンクタンクの活用

社会保障条約に関する交渉の円滑化に向けて基礎調査を実施し、5年以内に政府による合意が成立するような条約文書を準備するため、外部シンクタンクを活用すべきです。

2. 労働滞在許可

両政府は、EUと日本の間の企業内転勤者のための労働滞在許可（または自営業主の在留許可）の取得手続きを簡素化・迅速化すべきである。手続きは、赴任国入国後に労働滞在許可や自営業者のための滞在許可を申請する場合も対象とすべきである。さらに、配偶者は、到着時に、労働滞在許可や自営業者のための滞在許可等、当該許可保持者と同じ権利が付与されるべきである。

(2) 情報保護: 国際データ移転

1. 日本の個人情報保護法は、EUの個人情報保護法がEU加盟国から日本へ個人情報の移転を許可するにあたって要求している保護基準を満たすよう、修正されるべきである。

2. EUは、情報管理者と情報処理者の間の現行の標準的契約条項を、現代のビジネス慣習や経験の観点から、十分に適応力のあるものかを再検討すべきである。

1-EJ-4 企業の安定した法的地位の確立および、事業再編の支援（法制・税制上の観点）〔共同提言〕

1. 両政府は、株式交換や資産移転を伴うEU-日本間にまたがる事業再編をより一層容易にするよう、それぞれ会社法を整備すべきである。また、日本とEUに投資している会社が安定して存続できるよう、むやみな法律改正は避けるべきである。

2. 企業再編の結果から生じる、株式交換や資産移転等の含み益に対する課税猶予の範囲を拡大するため、税法が改善されるべきである。

1-EJ-5 規制改革の推進〔共同提言〕

1. EU及び日本は貿易・投資に関するオープンな規制環境の創造に向け、現行の規制改革対話を通じた協力を継続すべきである。

2. EUおよび日本は、製品・サービスに関する不合理な認証手続きを廃止するとともに、製品に関する基準・検定・届出の相互認証に向けて、引き続き努力すべきである。新基準導入時には、両政府が相互の意見を集約し、将来の貿易障壁を発生させないことも重要である。

〔対EU政府提言〕

1-E-1 EU域内の税制に関する政策〔日本側提言〕

1. 欧州委員会と加盟国は、出来る限り早急に連結法人課税ベースを一本化すべきである。

2. 合併指令(90/434/EEC)に関し以下の3点を求める。

(a) 本指令の適用範囲を、営業権に課される含み益まで課税の繰延対象を拡大すべきである。

(b) 本指令の適用範囲を、不動産や無形資産の譲渡益まで課税の繰り延べ対象を拡大すべきである。

(c) 特定の加盟国が課している、一定期間の株保有義務は、廃止すべきである。

3. EU共同移転価格フォーラムが提案した、EU移転価格に関する文書(EU TPD)について、EUと加盟国は、企業が誠意を持ち、期限を遵守してEU TPDを提出している限り、罰則規定の免除を約束すべきである。(例えば、書類作成上の要件を満たし

ていないことに関する罰則や、移転価格調整やその調整に関わる金利に関連した罰則などの免除。)

4. VAT(付加価値税)は、EU 共通の税制システムではあるが、加盟国間の運用には大きな違いがあるため、企業側は、VAT の運営の一元化は困難だと判断している。EU と加盟国は VAT 制度を簡素化・統一し、企業が、各国の VAT 制度に精通した専門家を雇わなくても、VAT の集中管理ができるようにすべきである。

5. 欧州委員会と加盟国は、国境を越えて、利益から損失分を相殺できるようなシステムの実現に向けて、出来る限り迅速に進めるべきである。

1-E-2 EU の会社法政策〔日本側提言〕

1. 株式資本を持つ企業による、国境を越えた合併に関する欧州議会指令(会社法第 10 号指令)については、遅延なく採択し実施すべきである。

2. 会社法第 14 号指令の提案は、有限責任会社が精算、法人化することなしに、その登録事務所を外国へ移転することを可能にするものである。できる限り早く、この提案を提出し採択し実施すべきである。

3. 欧州非公開会社法の早期制定を求める。

1-E-3 EU のコーポレートガバナンス政策〔日本側提言〕

企業統治と情報開示は、一貫性を以てグループ企業全体に適用して初めて、意味を持つものである。企業統治と情報開示は、株主への情報開示が非常に重要である上場企業レベルでは統制しなければならない。

欧州委員会は加盟国と協力し、企業統治と情報開示が、上場企業レベルで統制されているかを確認するためのガイドラインを導入すべきである。

規則の採択はあくまで自主性に任せ、企業は、「遵守せよ、さもなければ説明せよ」の原則に則って採択された規制に従うべきである。

1-E-4 在欧邦人移動の円滑化〔日本側提言〕

EU は、すでに1つの加盟国で在留資格を持ち経済活動などで EU 域内の他国に異動する日本人について、簡便な手続きで対応すべきである。

1-E-5 年金にかかる二重課税の廃止〔日本側提言〕

欧州委員会と加盟国は、できる限り早急に、職域年金、補足年金に関連した二重課税を廃止すべきである。

1-E-6 共同体特許の実現〔日本側提言〕

共同体特許に関する欧州理事会規則についての提言を、出来る限り早急に採択、実施すべきである。

1-E-7 偽造品、模造品及び密輸品対策の一層の徹底・強化〔日本側提言〕

EU 拡大に伴い移動・延長された域内外の新たな境界線における、偽造品、模造品及び密輸品対策の一層の徹底・強化を求める。

1-E-8 関税(関税率の削減と関税分類の適正化)〔日本側提言〕

1. EU では、他の先進諸国と比較して高関税を課している工業製品があり(家電製品:関税 EU14%、日本は殆ど 0%、乗用車:関税 EU10%、日本 0%、米国 2.5%、等)、これらは撤廃或いは削減されるべきである。

2. 関税分類は、輸入時の製品の主たる機能を踏まえて適切、迅速かつ透明性をもって行われるべきである。EUでは、品目表の解釈が恣意的であるので、輸入者にとって分類結果の予見性が確保されないケースが依然として散見される。

1-E-9 EU の意思決定プロセスの有効化・効率化〔日本側提言〕

EUにおける意思決定システムを、効果的かつ、効率的にすべきである。特に、国境を越えたビジネスを展開する際、加盟国間の税法の違いにより発生する障害を取除くべきである。

〔対日本政府提言〕

1-J-1 在日外国企業の合法的存在の確保〔EU側提言〕

先頃、公けに対する十分な通知もなく日本の「会社法」に盛り込まれた第 821 条が、在日外国企業にとって利用可能な合法的存在形態を制限しないよう、日本政府は、見直しを含むあらゆる手段を講じるべきである。合法的存在形態を管轄する法的枠組みを突然大幅に変更し、外国企業にとって不利益となる再法人化を強いることは、日本に対する投資家の信頼感を損ねる。

1-J-2 断固たる改革による経済成長の促進〔EU側提言〕

経済情勢の回復を維持するため、日本政府は構造改革を継続することが重要である。

1-J-3 海外投資を支える法制・税制の現代化〔EU側提言〕

税中立ベースでの国境を越えた株式交換を可能とするように商法、および、関連する税法を改正すべきである。新「会社法」に三角合併の枠組みを速やかに導入することが最重要課題である。

1-J-4 買収防衛措置の慎重な導入〔EU側提言〕

新「会社法」に示された買収防衛措置の導入は、株主の権利が適切に保護される場合に限るべきである。我々は、まず経済産業省によって、続いて法務省によって示された「指針」を支持するが、これらの指針が法的拘束力を持つものになっていないことに懸念を抱いている。

1-J-5 地域レベルでの事業活動の支持〔EU側提言〕

PFI/PPP 制度の利用を通じ、公共サービス分野への民間参入を奨励すべきです。地方自治体は、現状を超えて投資を誘致するうえで、例えば、潜在的投資家への特別な税制上、規制上のインセンティブを提供するなど、より先を見越した役割を果たすべきである。地方自治体は、インセンティブ法案や既存の規制インセンティブが、潜在的投資家にとって、よりわかりやすいものとなるように、互いに協力すべきである。

1-J-6 日本郵政民営化〔EU側提言〕

日本郵政公社の民営化は、日本政府が現在進めている構造改革の重要な要素であり、もし効果的に実行されれば、日本経済の再活性化に寄与する。しかしながら、民営化の枠組みは、郵政の中核三事業分野(保険、貯金、郵便)において、民間競合他社にも同じ条件で競争の場を保証するものであることが必須であると考えられる。2005 年 4 月に一括法案の形で国会に提出された民営化計画では、事業運営部門の分離が十分に行われていない。持ち株会社と事業会社(郵便事業、郵便貯金、郵便生命保険、郵便局ネットワーク)間の株式の持ち合いは、2017 年の完全民営化後グループ

の集中的経営を可能にし、相互助成の金融商品が市場に投入される恐れがあり、受け入れられるべきではない。

1-J-7 規制改革による事業展開の促進 [EU 側提言]

日本政府の規制改革プログラムは、新しい「規制改革・民間開放推進会議」に、政府の「規制改革 3 年計画」を実施する追加的な権限を与えること、および規制改革特区イニシアティブを拡大すること、により強化すべきである。EU・日本二者間の規制改革に関する対話における規制改革提言、および欧州ビジネス協会(EBC)等、欧州の経済団体から提出された提言に特に注意を払うべきである。

1-J-8 規制プロセスにおける透明性と一貫性の確保 [EU 側提言]

日本の規制当局は、税関連事項を含めて、規制の透明性と一貫性を確保するようさらに努力すべきである。新しい法律が制定された場合、遅滞なく説明のための指示が出されるべきである。

1-J-9 日本の食品添加物リストの改革 [EU 側提言]

2002 年 12 月 19 日、厚生労働省が「薬事・食品衛生審議会」に提出した 46 品目の食品添加物については、残り 43 遅滞なく検討が行われ、日本での使用が認められるべきである。また食品衛生委員会は、検討スケジュールを公開すべきである。

1-J-10 新規医薬品申請における試験データの保護 [EU 側提言]

新規医薬品申請の一部として提出されたデータは、現在欧州で保護されているものと同等の保護を受けるべきである。我々は、2004 年 3 月 11 日に EU 理事会によって認められた保護期間を踏まえ、日本製薬団体連合会が 8 年間の保護期間を求めていることを支持する。

1-J-11 電気通信分野における市場原理の強化 [EU 側提言]

1. 日本は、基礎的電気通信サービス(ユニバーサル・サービス)をまかなう資金の負担義務を導入すべきではない。接続料から NTS(Non Traffic Sensitive)コストをユニバーサル・サービス用の資金に回すべきではない。
2. 日本は現在、モバイル市場への不介入という政策アプローチを取っており、この政策を維持すべきである。それにより、革新的な製品・サービスにおける活発な価格競争と持続可能な投資の適切なバランスの保持が可能になっている。
3. 日本は、追加周波数帯の割り当て基準を、特定事業者の支配力を固定化し、競合他社への周波数割り当てを困難にしてその成長を阻害することによって、競合他社を不当に不利な立場に陥れることのないようにすべきである。
4. 規制担当者が、客観的な経済要因に基づいて、決定を行うことを義務づける法制上の措置が必要である。その決定に当たっては、「エンドユーザーにとっての長期的利益」、「効率」、「革新」、「投資」、「有効な競争による結果」等、国際的に受け入れられている判断材料を特に参考にすべきである。
5. ボトルネック施設に対する現行の義務は、支配力の乱用に防ぐためのセーフガードとして十分に機能していない現状にある。以下の方法で義務の強化を図るべきである。
 - a) NTT に対し、現在支配力を有する市場区分における料金表の届出と料金表に基づく料金設定を義務づけること。

- b) NTT に対し、異なる事業間を横断する水平的な規制会計とネットワークおよび水平的事業の小売部分の間の垂直的な規制会計の公表を義務づけること。
- c) NTT がローカル・ループにおける支配的地位をテコとして使い、新しい事業分野に参入するのを防ぐためのファイアウォールを強化すること。

1-J-12 民間航空機の開発・生産・調達における EU・日本間協力の推進

〔EU 側提言〕

民間航空機の調達における競争は、航空会社と乗客の双方に恩恵をもたらし、日本への外国人観光客数を 5 年以内に倍増させると言う日本政府の計画が促進される。日本政府は、公式の政府利用大型航空機を複数の納入業者から購入するよう、検討すべきである。そうすることにより、日本政府は、民間セクターに対し、複数の航空機製造会社から調達することの利点についての積極的な例を示すことができる。

1-J-13 外国税額控除制度の改正〔日本側提言〕

外国税額控除について、層数に対する制限を大幅に緩和するとともに、対象子会社の親会社による持分下限を現行の 25% から 10% ないしは 5% 程度まで引き下げることを求める。

1-J-14 CFC 税制(タックス・ヘイブン税制)の改正〔日本側提言〕

日本の CFC 税制(いわゆるタックス・ヘイブン税制)に関し、次の 3 点の実現を求める。

1. 再投資資金に対する適用緩和
2. CFC 税制の適用対象となるか否かに関する予見可能性を高めるための制度改善
3. 適用除外要件の見直し

WP 2 会計・税制

会計

2 - E- 1

提言の要旨

- (1) 我々は、欧州証券規制当局委員会(CESR)はIAS/IFRSと第3国の会計基準との同等性に関する技術的助言を行い、欧州委員会はその助言と経済への実際の影響を考慮して最終的な結論を出すものと理解している。我々は、欧州委員会が、日本会計基準の同等性に関する最終助言の後、日本会計基準の使用者と作成者のコストと不利益を最小にする慎重な決定を行うことを求める。
- (2) さらに、我々は、欧州委員会が、2007年1月1日の期限より十分前に、早急な結論を採択することに最善の努力を尽くすことを要望する。

提言の補足・追加情報

我々は、以前の報告において、国際会計基準/国際財務報告基準(IAS/IFRS)と第三国の基準との同等性の問題について精査する必要性を認識し、この問題に関して広範かつ緊急の議論を要望し、他の利害関係者の意見と併せて我々の意見が議論に加えられることを要求した。我々が報告を行って以降、CESRは技術的助言を協議文書として提出した。CESRは米国、カナダ、日本の会計基準はIAS/IFRSと同等であるとした。しかし、助言は日本会計基準とIAS/IFRSには4つの領域で重要な差異を特定した。現時点での課題としては、これらの差異は2007年1月1日以降EU内で日本会計基準を使用する会社に問題の領域について、別途計算書を提出することを求めている。

2 - E - 2

提言の要旨

欧州連合の排出量取引が現在実施されていることをうけて、我々は欧州委員会に排出権に対する広く受け入れられた会計ルールを承認するよう要望する。

提言の補足・追加情報

2005年1月の排出量取引の導入前に、国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)は排出権に関する会計処理に関する解釈の指針を公表した。これは、欧州委員会の技術的助言を行う欧州財務報告助言グループ(EFRAG)の承認を得ていない。その後、IFRICによる新しい解釈は公表されていない。

2 - EJ - 1

提言の要旨

我々は、日本とEUの当局が、IAS/IFRSの適用・導入を着実に進めることを要望する。

提言の補足・追加情報

我々は、EUでは、金融商品時価会計の一部規定の適用を除いて、IAS/IFRSが適用されたと認識している。

企業会計審議会において日本の法制度上 IAS/IFRS に基づく財務諸表をどのように位置付けるか検討中であり、我々は、この重要な取組みの早急な結論を期待する。

2 - EJ - 2

提言の要旨

我々は、日本と EU の当局が、IASB のルール設定・変更のプロセスに注視し、特に業績報告プロジェクトにおいて、IASB に伝える意見の中で日欧の企業・投資家の利害に配慮することを要望する。

提言の補足・追加情報

我々は、IAS/IFRS 適用における進展を歓迎する。我々は以前の提言において、専門家や会計基準設定者の意見とは別に、会計基準の利用者の意見が我々が要望するように全面的に反映されていないという懸念を示したが、我々は、昨今の「業績報告」プロジェクトの議論の進展を鑑み、今回もその懸念を再度表明したい。現在 IASB がそのガバナンスを再考しているが、IASB における会計基準のデュープロセスなどについて、日欧両政府が意見を発信しており、これを歓迎する。

2 - EJ - 3

提言の要旨

内部統制に関する報告制度の導入を検討するにあたり、我々は、両政府に対し、コーポレートガバナンス、財務諸表の監査、当局による企業・会計士の監督など、財務諸表の信頼性向上のための仕組みと関連して、内部統制の役割を十分議論することを要望する。

提言の補足・追加情報

現在日本では企業会計審議会にて企業の内部統制に関する経営者の評価および外部監査人の監査の導入について議論が行われている。一方、欧州では国際監査基準を財務諸表監査の基準に採用する方向であるが、その国際監査基準を設定する国際監査・保証基準審議会の中でも内部統制監査の導入を視野に入れて検討されている。

先に導入済の米国での議論では、会計の不正に対する一定の抑止効果があったという評価とともに、一方で、想定以上にコストが掛かったという指摘もある。制度の導入には、資本市場のニーズを反映して、市場全体のベネフィット・コストのバランスを十分検討することが必要であり、慎重な姿勢が望まれる。

2 - EJ - 4

提言の要旨

会計・監査・開示の国際基準の収斂は目標であることを認識し、日本と EU の当局は、将来の収斂につながる当面の目標として、基準の相互承認を適用することを要望する。

提言の補足・追加情報

我々は会計基準をはじめ、開示・監査など資本市場の諸ルールの収斂を全面的に支持するが、我々は、これには、市場参加者も含めた十分な議論と合意形成が必要であり、達成までにある程度時間のかかる目標であると認識している。資本調達円滑化に向けての実務面での障害をできる限り早急に取り

除くため、諸ルールが完全に収斂されない段階においても、将来の収斂につながる当面の目標として、一定のレベルを満たしていることを条件に、資本市場の諸ルールについて相互承認を適宜適用することを要望する。

税制

2 - E - 3

提言の要旨

我々は、欧州委員会は2006年にも加盟各国と第3国との租税条約に関するコミュニケーションを発行する予定であり、これを歓迎し、欧州委員会が、これを機会に相互の投資促進のため、日本政府と、源泉地課税の軽減などについて租税条約を見直し、EU単一市場の便益を享受するため、加盟各国に対し日本政府と共通の合意に至るよう推奨することを要望する。

提言の補足・追加情報

米国と日本の両国間の新しい租税条約は2005年1月に発効した。主な特色は、一部の源泉税の軽減・廃止である。我々はこの決定を歓迎し、それが日本政府とEU加盟国政府の関係においても再現されることを望む。

我々は、日本政府とEU加盟国政府との間の条約においても改定により便益を得ることができると信ずる。たとえば、ドイツ・イタリア・英国との条約は30年以上経過したものである。2004年にオランダ・英国と日本政府は条約改正の交渉を開始したが、これを歓迎する。

我々は、課税については欧州委員会ではなくEU加盟国が決定することを認識している。我々は、欧州委員会に対し、加盟国が日本政府と合意する新たな条約において整合性を確保することを推奨するあらゆる処置を取ることを要望する。源泉税の取り扱いに重大な差異があれば、単一市場の統合性は損なわれるであろう。

2 - J - 1

提言の要旨

我々は、日本政府が、子会社繰越欠損金の持込の容認、導入・加入時における子会社の時価評価の免除、連結グループ内寄附金の損金算入などの早急な連結納税制度の改善を行うことを要望する。

提言の補足・追加情報

2%の付加税は廃止されたが、依然として、連結納税形態に対する差別的取扱は残っており、制度改善が必要である。

2 - J - 2

提言の要旨

日・EU間の相互投資を促進するために、BDRTは日本政府が一定の源泉税を低減ないしは廃止するよう要望する。

提言の補足・追加情報

昨年、我々は2003年11月に源泉税の軽減・廃止を意図して両国間の租税条約を見直したことに注目した。我々はこの決定を歓迎し、それが日本政府とEU加盟国政府の関係においても再現されることを望む。

WP3 ICT

ICTによる個人の豊かさの実現(案)

1. はじめに

2005 年は、日本では e-Japan 戦略や科学技術基本計画が最終年度を迎えるとともに、EU では雇用の増大を主眼とした新しいリスボンアジェンダのもとで、新たな時代の幕開けを迎える年であり、日 EU 双方にとって重要な年である。この日 EU にとっての転換点において、両政府は、掲げてきた目標の達成度を客観的にレビューした上で、計画を策定して実行し、より高度な ICT の利活用を実現すべく、その取組みを継続すべきである。ICT は既に生産性や成長に対して極めて大きいインパクトを持っているが、将来の両国の経済・社会発展に対して更に大きな役割を果たすことが可能である。この分野は次世代ネットワーク・サービスを導入し、また新しいビジネスモデルを築くために、投資を大幅に増加する準備が整っている。両政府は、日本と EU の経済発展に対する ICT の役割を強化するため、ネットワークやサービスへの大規模投資に対する障壁、とりわけ規制面で現存する障壁を除去すべきである。実効的なフレームワークや規制緩和政策によって、日本と EU の政策立案者は、ICT 分野を活性化するにあたり、重要な役割を果たすことが可能である。

2. 課題と提言

3-EJ-1: ブロードバンド利活用の促進

ブロードバンドの普及と利活用は、日 EU の経済競争力を高める力となる。ブロードバンドの促進にはエンターテイメントサービスが重要である。PC 以外でも、例えば携帯電話やデジタル TV 等のサービスにユーザが魅力を感じると、彼らはブロードバンドに加入したいと考えるようになる。両政府は例えば電子課金に関する不適當な規則によって、エンターテイメントサービスの提供が阻害されないようにすべきである。ブロードバンドを促進するもう一つの方法は、大規模な電子公共サービスの開発である。公共部門はサービス集約的なセクタであり、ICT の更なる活用によって大きな恩恵が得られる。大規模な電子公共サービスの導入により、より良く、より安いサービスが実現される。両政府は、国民への電子公共サービスの提供を阻害しないようにすべきである。

- 両政府は、エンターテイメントサービスを大きな市場に育てるべきであり、また、大規模な電子公共サービスには、プライオリティを上げて取り組むべきである。

3-EJ-2: シームレスなユビキタスネットワーク環境の実現

両政府は、利用者がネットワークの種類に関わらず「いつでも、どこでも」ネットワークに接続可能となるよう、シームレスなユビキタスネットワーク環境の整備を促進すべきである。日 EU の両方で、無線ネットワークの有効利用やシステムの高度化が研究開発のテーマに含まれる必要がある。両国の周波数政策に関しては、将来を見据えた政策を立案すべきである。

- 両政府は、2007 年に開催される次回の世界無線通信会議の準備において、出来る限り幅広く協調すべきである。

3-EJ-3: 安全安心な ICT インフラの確保

将来の市場拡大のためには、全てのレベルの ICT インフラにおいて、セキュリティ、信頼性、プライバシーの管理が重要な鍵となる。

そのため、ICT インフラの信頼性向上の取り組みが必要であり、テロや災害時においても、通信の途絶防止、異常トラヒックの排除、サービスの早期復旧を可能にし、アベイラビリティを確保していくことが重要である。さらに、政府は増加しているコンピュータ関連犯罪の問題に共同して対処すべきである。欧州評議会のサイバー犯罪に関する条約に結びついた交渉にならない、ワールドワイドかつオープンな交渉がなされるべきである。

ICT の発展により、ICT の利活用によるマイナスの影響が増加しつつあり、例えば、日本ではネットワーク上で中傷による事件が多発している。このような動きが更に顕在化することで、技術の発展や ICT の普及を阻害することが懸念される。市民と社会がどのようにして ICT から最大限の便益を享受し得るかについて、より理解を深めるために、ICT 利用が拡がることによって人間の心理面、生理面に与える影響を調査・分析することが有益である。ネットワークおよびインターネットの世界では、スパムがユーザにとって重大かつ影響の大きな問題となっている。スパムとサイバーセキュリティについては、国内外で適切に扱われるべきである。従って、我々は 2005 年 2 月 21・22 日にロンドンで開催された eCommerce に関するアジア欧州会合(ASEM)での共同宣言を歓迎する。国際的な反スパムに関する共同声明では、会議の政府関係者は、国家としてスパムと戦い、国際機関や産業界による反スパムに対する努力を促進するための行動を取ることに同意した。

ユーザの観点からは、プライバシーを保証するデータ保護法が、安全な ICT インフラストラクチャを構築するために、最も重要なステップである。

- 両政府は安全安心な ICT インフラの確保に向けて、高信頼でセキュアなシステム・製品の開発を推進するとともに、アベイラビリティ確保についての日 EU の情報交換やルールの上り合わせ、加えてテロや災害時の教訓を活かしていく仕組み作りなど、ICT インフラの品質に関する認識を高めるために継続的な対話を行うべきである。

3-EJ-4: デジタルディバイドの解消

ICT は、失業者や高齢者、病人、障害者に、社会参加を促す力を与えることによって、デジタルディバイドを克服する可能性を持っている。デジタルディバイド問題は教育年齢から職業訓練に至る複雑な問題であるため、政府が広範な施策を検討すべきである。市民を中心にしたサービスのための 2006 年の電子政府行動計画を提案する欧州委員会のプランは、地理的及び社会的なデジタルディバイドの克服を進める有用なシニアチブの 1 つである。同様の計画が「e-Japan 重点計画 2004」や「u-Japan 政策」にも組み込まれている。基本的な目的は ICT リテラシーの向上であり、学校における ICT 教育の促進が、政府が優先すべき施策である。

- 両政府は、特に学校での ICT 教育の促進によって ICT リテラシーを向上するためのあらゆる手段を採用するべきである。我々は、将来、シニアチブを策定する際に、互い

に得られた経験を活かすため、日 EU 間におけるシニアチブの成功例にかかる情報共有を実施することを推奨する。

3-EJ-5: 相互運用可能なユビキタスプラットフォーム

相互運用性を促進するための、任意かつ合意に基づいた標準を開発するに際して、産業界が最も重要な役割を果たすことを共通の認識とした上で、両政府は、多様なネットワーク、サービス、機器がシームレスに相互接続できるソフトウェアやシステムの開発を促進すべきである。政府は、異業種間での円滑な協力を確保し、研究開発に相互運用の問題を含めることによって、標準化を支援することが可能である。

- 両政府はソフトウェアやシステムの相互運用について、国の研究開発計画の中で扱うべきである。

3-EJ-6: ネットワーク社会における知的財産面での環境整備

ネットワーク社会は、知的財産の所有者にとって大きなチャンスであり、提供する製品に対して、補足的な新しい市場を創出するものである。一方、コンテンツにおける著作権保護、有効な著作権制度の執行は、こうした市場の発展にとって非常に重要である。特に、DRM のように、オープンで、相互運用され、標準化された保護対策は、適切な分野において、政府によって推進されるべきである。

また、このような知的財産権問題を扱う際は、個人の情報保護ルールも、規制の枠組の一部として考慮されなければならない。情報保護は、顧客と信頼関係を保つために重要である。さらに、魅力的でユーザフレンドリーな多くの合法的コンテンツの選択肢が存在することは、著作権侵害を防ぐための極めて有効な方法であることが知られており、例えば音楽や動画についてそう言える。

消費者視点に立てば、DRM を通じてコンテンツに対して一度料金を支払えば良く、機器に対する Levy(徴収金)によって二度の支払いをする必要がないことが確保されるべきである。また、政府が考慮すべきもう一つの観点は、IT 関連のイノベーションに対する特許保護や、グローバルな特許制度の改善に対する期待の重要性である。効果的な政策基盤や十分な執行のためのリソースによって他国政府の特許保護の能力が強化されることは、日本と EU の共通の関心事である。

- 政府は、DRM のような保護対策の活用の促進等、知的財産権を保護するための最善の方法についての政府対話を更に実施していくべきである。

3-J-7: 市場アクセスに対する障壁(EU からの提言)

ICT 製品・サービスの国際的な流通を確保することは極めて重要である。市場アクセスに対する障壁を廃止しなければ、ICT 分野は経済成長や生産性向上を促すことは出来ない。日本は、最近無線機器の規制を見直し、供給者自身による適合宣言(SDoC)を導入した。しかし、このコンセプトは、現在極めて限られた範囲の無線インターフェースにのみ適合されるものであり、また対象が端末機器に限られている。端末は、ますます複数の無線インターフェースを具備するようになっており、そのため端末製造メーカーは、日本市場に無線機器を設置する際には、第三者認証機関を頼るほかない状況となっている。日本は、SDoC 制

度にかかる対象機器を、無線インターフェースや機器の種類(例えば、ネットワーク機器を含める等)の観点で、増やすことを検討すべきである。

- 日本政府は、市場アクセスに対する障壁を除去すべく活動を継続すべきである。

3-EJ-8: 個人の豊かさを実現する多様なワークスタイル(日本からの提言)

個々のライフスタイルに沿った多様なワークスタイルの実現は、国民の豊かな生活につながる。シームレスなユビキタスネットワーク環境が、働く人の場において、実現される必要がある。それは、「どこでもマイオフィス」を実現し、「知識生産性の向上」をもたらし、知識社会における企業の競争力の一層の強化と広範な雇用の拡大をもたらすよう設計される必要がある。これは、働く人の立場に立つ、より高度な ICT の利活用の促進につながる。このような目的のために、ユビキタス社会における新しい働き方を提案していくことが求められる。

- 両政府は、産学官の多分野にわたる専門家の参加により、社会的実験と評価を行い、ワークスタイルのコンセプトを推奨するための先導的役割を果たすべきである。

WP5 : 生命科学/バイオテクノロジー (LS&BT)

序言

生命科学/バイオテクノロジー (LS&BT) に関する第5作業部会 (WP5) は 2003 年に創設され、今回、2 回目の提言を行う。

LS&BT は、健康、食品、生産プロセス、環境、植物等を幅広くカバーしており、経済活動を支える社会基盤の必須要件であるとともに、世界の持続性実現のために重要な役割を期待されている。

1. 全般的な提言

5-EJ-1 2002 年に日 EU 両国においてそれぞれ制定された「LS&BT 戦略大綱」の行動計画が両政府の強力なイニシアティブの基で、緊迫感を持って実行が継続されること。また、LS&BT の技術進歩と社会の変化に対応して、この行動計画の見直しが確実に行われること。更にプロジェクト評価機能、省庁間/各国間の連携を強化すること。

5-EJ-2 バイオテクノロジー関にする教育の強化、国民との交流機会を拡大する「LS/BT 国民理解の推進計画」の設立を政府主導で推進すること。また、学会がバイオテクノロジーの理解を推進するための重要な役割を果たすことを奨励すること。

- LS&BT の社会的理解と受容の向上のために協力すること。
- LS&BT 製品の商業化推進のため、日 EU 両地域における規制の見直しと統一を行なうこと。

5-EJ-3 EU における Framework Program 7 や日本における第3次 S&T 基本計画のような公的研究投資計画の中で、LS&BT への研究を優先すること。

- 2005 年 4 月の FP7 の初期提案に概説されているように、バイオテクノロジー研究の重要性を最終提案にも採択すること。
- 日本政府は、2006 年よりスタートする第3次 S&T 基本計画の中で、LS&BT を最優先に位置付けること。

2. 健康 L S & B T

5-E J-4 イノベーションへの障害を解決できるような、医薬品の評価および価格システムに関する政府と業界の対話の仕組みを確保すること。

- EU と日本において、革新の価値が医薬品の価格に反映されるよう協働すること。
- 明確かつ透明で客観性のある指標を基本とした医薬品の評価が実施され、かつメーカーが主張出来る、適切なメカニズムを保証すること。

5-E J-5 臨床研究への投資を増加すること、また、申請前・後の有意義な審査の実効性ならびに一貫性(完全性)を強めるよう、規制の調和を図ること。

- 障害となる規則への取り組み、臨床試験に対する社会の関与、臨床試験に対する基盤整備推進等による支援。政府は研究プログラムの中で臨床研究への投資および開業医向け研究プログラムの確立を優先するべきである。
- 国際的な規制の調和を支援することにより、実行可能な日・EU 間の規制の調和を推進継続する。日・EU 間でワクチンに関する必要な規制を検証する。
- 適正かつ容認できる規制を展開することにより、バイオメーカーやサロゲート、予測技術の発展を支援するような、医薬品に関する規制の枠組みの改善を業界と協働する。

3. 工業/環境 L S & B T (I E B)

5-E J-6 バイオ製品およびその製造における規制の統一化に向けた推進を奨励すること。

- 特に、欧州委員会および各国政府は、「1829/2003 遺伝子組み換え食料・飼料に関する EU 規制」を堅持すること。

5-E J-7 産業界がより持続可能な生産プロセスに転換するようインセンティブを提供すること。

- 持続可能な生産プロセスの実施を加速するように、減税措置や投資優遇措置を講ずること。
- 非常に有望なバイオ技術には、コンセプト証明段階のごく初期から財政的援助を実施すること。

5-EJ-8 米国バイオ・リファイナリーをモデルとして活用し、バイオ化学、バイオ素材、バイオ燃料に関する幾つかのデモ・プロジェクトの立ち上げを支援すること。

4. 植物LS&BT

5-EJ-9 日本においては国、ヨーロッパにおいてはEU、それぞれの現存する法令の枠組みに則って、組み換え作物の規制が行われるよう徹底すること。

EUにおいて

- EU委員会は、EU法に則って行われ、EFSAから安全確認が得られた組み換え作物の承認申請が遅滞なく認可されるよう、徹底すること。
- EU委員会は、「セーフガード条項」を盾に科学的根拠のない組み換え作物の禁止令を発動する加盟国に対し、このような不法な禁止令を直ちに撤回させること。
- 通常栽培と有機栽培の共存のためのEU全体にわたる法律が、組み換え作物の栽培認可と関連付けて運用されることに強く反対する。

日本において

- 日本国政府は、遺伝子組換え技術が農業の革新に必要であるとの認識を地方公共団体と共有し、両者が一体となって革新的な新技術の利用を進めること。
- 日本国政府は、国によって安全性が確認され国内での栽培および利用が承認された組換え作物については、地方公共団体の条例・指針等によって、その利用が規制・遅延・制限されることをなくすこと。
- 日本国政府は、消費者や生産者の不安に対しては、組換え作物に対する正しい理解と普及のために、国を挙げた総合的な国民理解活動を計画し、推進すること。

WP6 持続可能な発展

2004年の提言書でも述べたように、「持続可能な発展」とは、全てのステークホルダーとの真の友好的協力関係に基づき、経済、社会、環境戦略の適切なバランスを確保することを意味する。

昨年の提言では、自主的取り組みの促進、産業界と当局との対話の強化、革新/パートナーシップの推進、国民教育の重要性、温室効果ガス(GHG)削減に関する発展途上国支援を主要なメッセージとした。フィードバックいただいた欧州委員会、ならびに日本政府に感謝する。

今年は、地球温暖化問題およびポスト京都議定書に関して、昨年よりさらに深めた提言を行うことにした。

基本的考え

日EUの産業界は、温室効果ガスの削減を行うことはコミットしており、京都議定書を待たずして大幅な削減への取り組みを始めている。既存技術の範囲内では抜本的な改善余地には限りがある。従い、EUならびに日本の産業界の競争力を確保しつつ、持続可能な発展を支える三本柱をバランスさせるためには、ブレークスルーが必要である。全ての国、全ての産業、そして全ての人々がGHGの削減に貢献することが不可欠である。特に、政府と産業界の協力によるイノベーションが最も重要と考える。

より具体的には、排出削減に向けた広範囲な国際参加、更なる産業分野の参加、イノベーションの推進、地球規模での排出削減に向けた柔軟で市場に応じた手法(京都メカニズム)の継続的活用、および日・EU産業界の競争力確保のための政策を適応することを要求する。

企業の社会的責任(CSR)に関しては、国際機関によるガイダンスを踏まえ、自主的コミットメントを引き続き奨励する。

提言

<グローバルな課題への日・EU 連携>

6-EJ-1 京都メカニズムの効果的利用

CDM(クリーン開発メカニズム)および JI(共同実施)などの京都議定書で認められた京都メカニズムは、国際協調のための重要な枠組みであり、このメカニズムを効果的に活用することにより地球規模での GHG 排出削減を促進できる。特に CDM は、先進国が途上国に対してエネルギー効率の高いインフラ投資を行うことにより途上国における GHG 排出削減に貢献し、費用的にも国内の対策費用よりも安価である。従い、この枠組みを単なる補完的イニシアチブにとらえることなく、積極的に促進していくべきである。また、両当局は、京都メカニズムの積極活用を政策として明確化し、産業界がこのメカニズムを積極活用しやすいような国際的に整合性のとれた会計や税制インセンティブなどの制度を確立するべきである。

6-EJ-2 ポスト京都の枠組み

- ・ ポスト京都の枠組み(2013年以降)には、米国、中国、インドなどの排出大国の参画が不可欠である。これは、地球規模での GHG 排出削減のためだけでなく、日・EU 産業界の競争力確保にとっても重要なことである。そのためには、これらの国々の参画を促すことができる京都議定書とは異なる目標設定を検討すべきと認識している。現在の国別目標値設定に代えて、国境を越えた、主要な部門別・セクター別エネルギー効率や排出原単位ベースでの目標値を設定することがひとつの方法であると考える。
- ・ 我々は、日 EU の当局同士及び当局と民間のパートナーシップも含めた GHG 排出削減のための技術開発が重要であると認識している。欧州委員会と日本政府はポスト 2013 交渉の対象にこの技術開発を含めるよう共同で働きかけるべきである。

6-EJ-3 インパクト・アセスメント

物質や製品がもたらす影響に関する評価は、経済・社会・環境の観点を含んだ包括的な方法で行うべきである。影響に関する評価を行う時はどんな場合でも、GHG 削減に限らず、当局はライフサイクル・アセスメントおよびフル・バリュー

チェーン・アセスメントの双方、あるいはいずれかの方法を採用することが重要である。

<日・EU 双方における推進事項>

6-EJ-4 省エネルギー製品・サービスの開発と全世界への普及

基本的考えの中でも述べたように、日 EU の産業界は GHG 排出削減のために既に相当な努力をしてきており、既存技術による抜本的な削減の余地は限られている。しかしながら我々は、産業界及び国民が当局の支援を仰ぎながら下記の施策を実行することにより、GHG 削減のポテンシャルがあると認識している。

- ・ トップランナー方式による、エネルギー効率のより高い電気機器・エレクトロニクス機器を普及させること
- ・ 高い生産・物流効率、電子商取引の普及など、IT 社会の可能性をフルに実現すること
- ・ 高性能断熱材による省エネ事務所・省エネ住宅を普及させること
- ・ 低燃費自動車を普及させること

6-EJ-5 国民の啓発と当局による主導

温室効果ガスの排出削減のためには、当局、産業界、国民一般が参画して共に努力を重ねることが重要である。産業界は自主的取組みによって CO₂ 排出量を増加させないよう懸命に取り組んできている。産業界の CO₂ 排出量はほぼ一定であり、いくつかの部門では削減もされてきている。しかし家庭からの二酸化炭素排出量は大幅に増加している。従い、この部門の排出量を削減することが特に必要であり、国民が個人レベルで GHG 削減に向け取り組むような教育・啓発活動が必要である。また国民/地域社会のモデルとして、当局が率先して取り組むことも重要である。

6-EJ-6 エネルギー源の多様化

中・長期的観点からすれば、原子力エネルギー、風力・太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギー、水素エネルギー、あるいはその他の化石燃料の代替となるエネルギーに関する技術開発を推進することが必要不可欠である。再生可能エネルギーはコスト削減および出力の安定化が必要である。水素エネルギーは電力源、および燃料電池として非常に大きな可能性を持っているが、生産

時の二酸化炭素排出ならびに保管・輸送時の安全性確保などの大きな課題がある。これらの課題解決には、産業界と当局が共同で開発を推進することが重要である。また、二酸化炭素の回収・貯蔵技術の開発も進めるべきである。我々は、欧州委員会と日本政府の協同も含めた政府のイニシアティブを要求する。

以 上